# 会員に関する規程

（目 的）
第 1 条　この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）における会員の入会及び退会、ならびに会費の納入等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入会）
第 2 条　本会に入会しようとする個人または団体は、定款第 6 条の規定により所定の入会申込書を行い、理事会の承認を得なければならない。
2　名誉会員は、理事会の推薦を受け総会での承認を得なければならない。

（会費）
第 3 条　本会の会費は次のとおりとする。
(1) 正会員　8,000 円
(2) 賛助会員 20,000 円以上
(3) 名誉会員　無料
2　賛助会員の種類は次のとおりとする。
(1) A会員　60,000 円以上
(2) B会員　40,000 円以上 60,000 円未満
(3) C会員　20,000 円以上 40,000 円未満

（会費の納期）
第 4 条　会員は所定の期日までに会費を納入しなければならない。

（会費の使途）
第 5 条　第 3 条で規定する会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（正会員の権利と特典）
第 6 条　正会員は次の権利を有する。
(1) 役員選挙における選挙権及び被選挙権
(2) 総会に参加する権利
(3) 総会における議決権
(4) 委員会の委員に立候補する権利
2　名誉会員となった正会員は前項の権利を失うが、正会員の会費を納入した場合は引き続き権利を有することができる。
3　正会員は次の特典を享受することができる。
(1) 本会が刊行する会誌及び学術雑誌の配布
(2) 本会が発行するメールマガジンの無料購読
(3) 本会が主催、共催する研修会等への割引料金での参加
(4) 本会が主催する学術大会での研究発表
(5) 本会が刊行する学術雑誌への論文投稿
4　会費を 1 年以上納入しない会員には、理事会の承認を経て正会員の権利及び特典の享受を停止することができる。

（賛助会員の特典）
第 7 条　賛助会員は次の特典を享受することができる。
(1) 本会が刊行する会誌及び学術雑誌の配布
(2) 本会が刊行する会誌における賛助会員名の掲載
(3) 本会が刊行する会誌における広告掲載の優遇
(4) 本会が発行するメールマガジン等における記事の無料掲載

(5)本会が主催する学術大会等における事業･製品情報等を提供する機会
(6)本会が主催する学術大会等における製品展示に関する優遇
(7)事業･製品開発に関する助言

（名誉会員の特典）
第 8 条　名誉会員は次の特典を享受することができる。
(1)本会が刊行する会誌及び学術雑誌の配布
(2)本会が発行するメールマガジンの無料購読
(3)本会が主催、共催する研修会等への無料参加

（異動届の提出）
第 9条　正会員は、次の異動があったときは、直ちに所定の異動届を事務局に提出しなければならない。
(1)姓名
(2)自宅の住所等
(3)勤務先ならびにその所在地等

（休会及び復会）
第１０条　会員は所定の手続きを行い、任意に休会又は復会することができる。
２　休会は 1年間を上限とするが、継続手続きにより延長することができる。
３　年度期首からの休会は、同年 3 月末日までに休会届が事務局に到着したものを認め、その期日を超えたものは年度途中での休会となり当該年度の会費納入を必要とする。

（退会）
第 １１ 条　会員は、定款第 8 条の規定に基づき所定の退会届を提出して任意に退会することができる。
２　年度期首からの退会は、同年 3 月末日までに退会届が事務局に到着したものを認め、その期日を超えたものは年度途中での退会となり当該年度の会費納入を必要とする。
３　定款第 9 条および第 10 条の規定により除名または会員資格を喪失した場合であっても、当該年度の年会費納入の義務を有する。

（改 廃）
第 １２ 条　会費に係る規程の改廃は、総会の決議をもって行う。
２　その他に係る規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則
本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。
本規程は、一部改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
本規程は、一部改定し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。